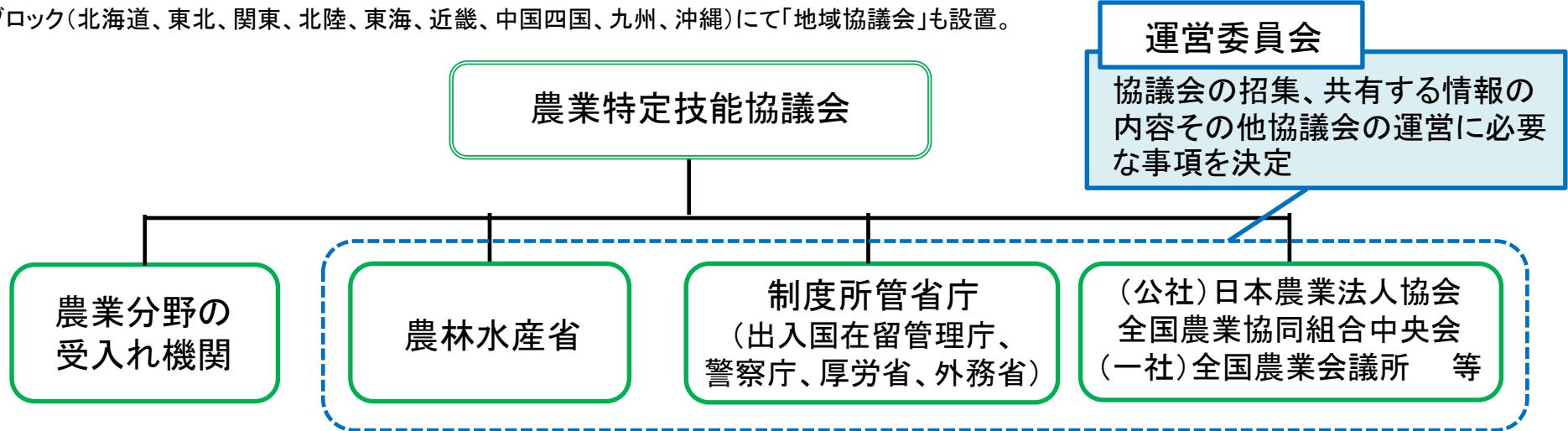


農業特定技能協議会について

- 制度の適切な運用を図るため、農林水産省が平成31年3月27日に設置。
 - 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人が受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握しての必要な対応等を実施。
- 全国9ブロック(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄)にて「地域協議会」も設置。



※農業特定技能協議会に加入した受入れ機関は、追加の加入申請をすることなく所在の都道府県を管轄する地域協議会の構成員にもなります。

活動内容

- ① 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- ② 受入れに係る人権上の問題等への対応
- ③ 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援(特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力)
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- ⑥ 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- ⑦ ⑥を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む)
- ⑧ 特定技能所属機関に対する協議会の会員であることの証明
- ⑨ 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

農業特定技能協議会への入会の流れ

地方出入国在留管理局 への申請

- 初めて1号特定技能外国人を受け入れる農業者等は、地方出入国在留管理局への在留資格認定証明書の交付申請(又は在留資格変更許可申請)の際、「1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる」旨の「誓約書」(※)を提出
- 農業特定技能協議会への入会手続は、当該外国人を受け入れた日から、4か月以内に実施

(※) 「誓約書」の様式は、法務省ホームページに掲載



ステップ 1

入会申請フォーム(※)への入力

- 農林水産省ホームページの協議会入会申請フォームに、必要事項(氏名・名称、住所等)を・申請

(※) 入会申請フォームは、農林水産省ホームページ(<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html>)にて公開中



ステップ 2

申請内容の確認

- 農林水産省において申請内容を確認するとともに、必要に応じ、入力者宛に連絡(電話又は電子メール)



ステップ 3

協議会への入会完了(※地域協議会にも同時加入)

- 申請者宛に「**加入通知書**」を電子メールで送付

(※) 以後、1号特定技能外国人を受け入れる場合は、**地方出入国在留管理局への在留資格認定証明書の交付申請**等の際に、「**加入通知書**」を添付